

訴え提起・申立チェックリスト

当事者の確認	1	資格証明書・住民票・戸籍謄本・不動産登記簿謄本・評価証明書・契約書、訴訟委任状、との照合	チェック
	2	当事者の読み方の確認	
	3	訴状・申立書確認（引用されている目録があるか。）	
	4	図面の添付 物件目録・当事者目録等の準備	
	5	被告の数 訴訟等副本・書証副本の準備 予納郵券	
	6	資格証明書・商業登記簿謄本等は認証日後3ヶ月以内か	
訴訟物及び価額の確認	1	訴訟物は何か	
	2	評価証明書の評価額は目的物件の評価額か 一部請求か 価格がない場合はいかに	
	3	現在、土地については評価額の2分の1の額を価格としている	
	4	所有権に基づく明渡しの場合、 土地の評価額の4分の1 建物の評価額の2分の1	
	5	控訴・上告の場合、第一審訴え提起時点での評価額を基準とする。（上訴時に改めて評価証明書等を取得する必要はない） 上訴する前に訴えの変更がなさなければ、訴えの変更等の訴訟物の価額になる。	
	6	固定資産評価証明書は当該年度のもの（年度変更に注意）	
	7	訴額に応ずる印紙が貼ってあるか	
管轄の確認	1	簡易裁判所か 地方裁判所か（事物管轄）	
		訴額140万円以下は簡易裁判所 （訴額が60万円以下の金銭請求であれば少額訴訟手続が可能）	
		不動産に関する訴訟については、訴額140万円以下でも地方裁判所でも可能	
		支払督促、即決和解・公示催告申立は簡易裁判所の専属管轄	
		民事調停申立は、原則として請求の価額に関わらず簡易裁判所	
		民事一般（ノ）・商事調停（メ） - 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所	
		特定債務等調整促進のための特定調停（特ノ） - 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所	
		宅地建物調停（コ） - 宅地建物の所在地を管轄する簡易裁判所	
		農事調停（セ） - 農地の所在地を管轄する簡易裁判所	

認		<p>鉾害調停 (ス)</p> <p>- 損害の発生地を管轄する簡易裁判所</p>	
		<p>交通調停 (交)</p> <p>- 相手方の住所地等、請求者の所在地を管轄する簡易裁判所</p>	
		<p>公害調停 (公)</p> <p>- 相手方の住所地等、損害の発生地、発生のおそれのある地を管轄する簡易裁判所</p>	
		<p>なお、鉾害調停を除いて事物管轄についての合意可能 宅地建物・農事 鉾害調停については土地管轄についての合意は不可</p>	
		<p>借地非訟申立については、原則として借地権の目的たる土地の所在地を管轄する地方裁判所。なお、事物管轄についての合意可能</p>	
	2	どこの裁判所か (土地管轄)	
	3	人事訴訟の場合は家庭裁判所の専属管轄	
その他・代理人の表示等	1	郵便番号の表示	
	2	本人・代理人司法書士の電話・FAX	
	3	送達場所の明記 (複数事務所の場合、そのうち1カ所)	
	4	証拠保全申立をしている場合は係属裁判所及び事件番号の表示	
	5	訴え提起・申立日の記入・管轄裁判所の表示 本人・代理人の押印	
	6	平成11年4月1日から、民事事件・行政事件・家事事件に関する文書の契印は省略可能になった。(ただし、頁数を入れることを要する)	

柏倉司法書士行政書士事務所

事務所 東京都文京区千駄木三丁目 50番 12号

モナーク千駄木 603号

電話 03- 5685- 2305

FAX 03- 5685- 2541

MAIL kashiwakura@zoo.email.ne.jp

HomePage <http://www.yoichi.net/>